

# 答 申 書

平成24年12月11日付けで貴職から受けた、平成24年11月12日付けで異議申立人に対して行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）についての異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

延岡市長（以下「実施機関」という。）が平成24年11月12日付けで異議申立人に対して行った本件処分は妥当である。

## 第2 異議申立ての内容

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消し、全部開示するとの決定を求める。

### 2 異議申立ての理由

- ① 土木課道路維持係林田幸夫氏は市民相談処理書を書き残していたが、当時平成23年生活環境課（中村氏、戸高龍郎氏）中村氏自分本人が私達は四角四面の法律の中で仕事をしていますからと言っていたが、市民相談処理書を書き残していなかった。
- ② 黒く塗ってある部分を明確にして下さい。
- ③ 相談内容の中で納屋と書いているが（車庫）シックイ壁である。失礼である。
- ④ 急傾斜地に指定（してもらおう）と相談したがと書いてあるが（たのんではいません）5、6軒以上民家があればできる可能も知っていた、すなわち5人6人死ぬのは止めるが1人2人は死んでも良いということだ。1軒でも北方ヤカイ村で現場の仕事をした事も有る、藤島組（延岡）

## 第3 実施機関の説明の要旨

本件処分は妥当である。

開示請求に係る行政文書には、協議の日時、場所、協議に出席した市職員の職名、氏名、個人の氏名及び個人の発言内容を含む協議の内容等の情報が記録されている。

実施機関は、これらの情報のうち、「個人の氏名」については、「市職員の氏名」、「異議申立人の氏名」、「異議申立人の発言中の異議申立人以外の氏」及び「異議申立人と市職員の会話中の異議申立人以外の氏」を除いて、また、「個人の発言内容」については、「市職員の発言内容」、「異議申立人の発言内容」を除いて、延岡市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号に規定する情報に該当するため、当該部分を不開示とする本件処分を行ったものである。

## 第4 延岡市情報公開審査会の判断

## 1 開示請求に係る行政文書について

- (1) 異議申立人が本件において開示請求の対象とした行政文書は、「市役所生活環境課の方2名が[REDACTED]さん方へ行かれたことを確認した文書(平成23年度)」である。実施機関は、落石案件について当時(平成23年4月)の対応状況について協議したことについて記録した文書(以下「本件行政文書」という。)を開示請求に係る行政文書として特定した。
- (2) 本件処分において条例第5条第1号所定の不開示事由に該当するとして不開示とされた情報は、落石案件に係る対応状況に関する情報のうち、市職員及び異議申立人以外の個人の氏名並びに市職員及び異議申立人以外の個人の発言内容(以下「本件不開示対象部分」という。)である。その他の記載内容は、開示されている(条例第6条の規定に基づく部分開示)。

## 2 不開示情報について

延岡市情報公開条例第5条は、「実施機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定めており、その第1号には、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次の各号に掲げる情報を除く。ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分 エ 当該個人が実施機関が行う交際の相手方である場合における当該交際に係る市の支出に関する情報(公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものを除く。)」と規定している。

## 3 本件処分における不開示対象部分の不開示情報該当性の検討

### (1) 市職員及び異議申立人以外の個人の氏名について

個人の氏名の情報が、特定の個人を識別することができるものにあたることは、条例第5条第1号の文言上明らかである。

したがって、市職員及び異議申立人以外の個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第5条第1号ただし書に規定する除外事由にも該当しないことから、いずれの情報も同号の不開示情報に該当する。

### (2) 市職員及び異議申立人以外の発言内容について

市民が行政職員に対して話した内容は、一般に知られていない情報であり、一般人の感情を基準として考慮すると、他人に知られたくないものである。

したがって、異議申立人以外の発言内容は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第5条第1号ただし書に規定する除外事由にも該当しないことから、当該情報は同号の不開示情報に該当する。

- (3) 異議申立人の主張については、本件処分の妥当性の有無の判断に直接関係するものではなく、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

また、本件不開示対象部分について、条例第7条の規定により開示すべきとする公益上特に必要な理由があるとは認められない。

よって、本件不開示対象部分（市職員及び異議申立人以外の個人の氏名並びに市職員及び異議申立人以外の個人の発言内容）を不開示とした本件処分は、妥当である。

- (4) 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てには理由がないので、前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成24年12月11日 実施機関から諮問書を受理
- ② 同日 実施機関から理由説明書を受理
- ③ 平成24年12月19日 開示対象行政文書の見分及び審議

## 第6 答申に関与した委員

佐々木龍彦 渡部恭久 楠田美穂子